

令和 7 年度京都御苑近衛池浸透量調査業務 特 記 仕 様 書

1. 件名

令和 7 年度京都御苑近衛池浸透量調査業務

2. 一般共通事項

(1) 適用範囲

この特記仕様書は、令和 7 年度京都御苑近衛池浸透量調査業務に適用する。なお、本業務の一般事項については環境省自然環境局作成の設計業務等共通仕様書（自然公園編）（以下、「共通仕様書」という。）による。

また、本仕様書に規定のない事項については、環境省調査職員である京都御苑管理事務所調査職員（以下、「調査職員」という。）と協議のうえ決定すること。

- ・「設計業務等共通仕様書（自然公園編）」（平成 29 年 7 月改定 環境省）

<https://www.env.go.jp/content/900493288.pdf>

(2) 用途地域等

項目	内容
区分	国民公園
都市計画区域	都市計画区域内
市街化区域	市街化区域
用途地域	第二種住居地域
防火地域	法 22 条区域
その他地域	周知の埋蔵文化財包蔵地、特別用途地区（京都御苑国際文化交流促進・歴史的環境保全地区）、都市施設（公園）、歴史遺産型美観地区（一般地区）、眺望景観保全地域（境内の眺め）、広域避難場所、15m 第 1 種高度地区、京都御苑鳥獣保護区（府指定）、屋外広告物規制区域（禁止地域）

(3) 調査上の留意点

調査にあたっては、以下の点に留意すること。

- ・ 調査職員と十分な連絡を保ち、調査職員の指示を受け遂行すること。
- ・ 関係法令及び適用基準等を遵守すること。
- ・ 貴重な庭園遺構に影響を及ぼさないように十分留意すること。

(4) 貸与資料

業務の実施にあたり、発注者より次の資料の貸与を受けることができる。また、調査職員の了解なく公表し、他者に貸与又は複製をしてはならない。

- ・ 令和 2 年度京都御苑近衛池浸透量調査業務報告書
- ・ 令和 2 年度京都御苑近衛池他三次元計測業務報告書（更新準備中）

その他、本業務に必要となる参考資料については、協議のうえ貸与する。

3. 業務の目的

本業務は、京都御苑の近衛池において、令和 3 年度池底等改修後の池水浸透の原因を確認するため、流末周辺の浸透量調査及び電気探査を行うもの。

4. 業務の内容

対象範囲：京都市上京区京都御苑 近衛池（別紙 調査位置図のとおり）

(1) 浸透量調査

仮設送水管による水張試験を行い、次の手順により漏水エリアを把握する。

調査にあたっては、現地の状況を確認した上で調査計画を作成する。

- 1) 池の側面まで水位が上がる流末範囲を 2 つのエリアに分割する。（別図）
- 2) 池底から 300mm に達するまで各エリアに直接給水を行う。
- 3) 自記水位計、電磁流量計を設置し、エリア毎に 72 時間測定を行う。
- 4) 水位測定から求めた容積と、流量の経時総量との差が顕著なエリア（漏水しているエ

リア)については、蛍光染料等を用いた目視調査で浸透箇所を把握する。

※調査用水は支給する。

※園池に給水した水は下流部水路に流すこととし、ポンプ等による排水処理は実施しない。

※測定時間については、計画水量に達し、正確なデータが得られるまで実施する。

※流量測定は流入管部に設置する流量計及び池最深部付近に設置する水位計等で行い、測定間隔は現場状況に応じて調整する。

(2) 高密度電気探査

水張試験で判明した漏水エリアで電気探査を実施し、次の手順により漏水箇所を把握する。

1) 上記浸透量調査の前にエリア1の護岸周辺に電極0.5m間隔で設置し、比抵抗値を測定。

2) 上記浸透量調査を実施。

3) 水が全て抜けた段階で比抵抗値を測定

4) 時間差解析を行い、三次元比抵抗断面図、比抵抗変化率図を作成する。

5) 三次元比抵抗断面図、比抵抗変化率図より、浸透箇所を把握する。

※浸透量調査の結果、エリア2でも漏水が認められた場合は、給水後電気探査を行い、数日後に給水前の比抵抗値を測定する。実施の有無は担当官と協議の上、設計変更の対象とする。

(3) 解析等調査

業務に必要な作業計画、方法、工程等の計画準備を行うとともに、上記調査結果及び提供する近衛池の3Dレーザースキャン結果をもとに解析等を行う。

1) 計画準備

2) 高密度電気探査 データ解析

3) 総合解析とりまとめ

(4) 報告書作成

上記(1)～(3)の結果等を取りまとめ、報告書を作成する。

調査結果の速報値は7月末までに提出すること。

(5) 打合せ協議

本業務を円滑に遂行するため、3回程度(業務着手、業務中、業務完了後)打合せ協議を行う。

5. 履行期限

契約締結日から令和7年8月29日(金)

6. 成果物

紙媒体: 報告書 1部(A4版)

電子媒体: 報告書の電子データを収納したDVD-R 1枚

報告書等及びその電子データの仕様及び記載事項等は、別添によること。

提出場所 環境省京都御苑管理事務所庭園科

7. 著作権等の扱い

(1) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権(以下「著作権等」という。)は、納品の完了をもって受注者から環境省へ譲渡されたものとする。

(2) 受注者は、自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作権者人格権を行使しないものとする。

(3) 成果物の中に受注者が権利を有する著作物等(以下「既存著作物」という。)が含まれている場合、その著作権は受注者に留保されるが、可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、無償で既存著作物の利用を許諾する。

(4) 成果物の中に第三者の著作物が含まれている場合、その著作権は第三者に留保されるが、受注者は可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、第三者から利用許諾を取得する。

- (5) 成果物納品の際には、第三者が二次利用できる箇所とできない箇所の区別がつくように留意するものとする。
- (6) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、受注者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

8. 情報セキュリティの確保

請負者は、下記の点に留意して、情報セキュリティを確保するものとする。

- (1) 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について調査職員に書面で提出すること。
- (2) 請負者は、調査職員から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。
また、請負業務において請負者が作成する情報については、調査職員からの指示に応じて適切に取り扱うこと。
- (3) 請負者は、環境省情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて調査職員の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。
- (4) 請負者は、調査職員から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。
また、請負業務において請負者が作成した情報についても、調査職員からの指示に応じて適切に廃棄すること。
- (5) 請負者は、請負業務の終了時に、本業務で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。
(参考) 環境省情報セキュリティポリシー

<https://www.env.go.jp/other/gyosei-johoka/sec-policy/full.pdf>

9. その他

請負者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、調査職員と速やかに協議しその指示に従うこと。

(別添)

1. 報告書等の仕様及び記載事項

報告書等の仕様は、最新閣議決定の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

なお、「資材確認票」及び「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」を提出するとともに、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます
この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料〔Aランク〕のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は調査職員と協議の上、基本方針

(<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>) を参考に適切な表示を行うこと。

2. 電子データの仕様

(1) Microsoft 社 Windows10 上で表示可能なものとする。

(2) 使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。

- ・文章；Microsoft 社 Word（ファイル形式は「Office2010（バージョン 14）」以降で作成したもの）
- ・計算表；表計算ソフト Microsoft 社 Excel（ファイル形式は「Office2010（バージョン 14）」以降で作成したもの）
- ・画像；BMP 形式又は JPEG 形式
- ・図面：CAD（DXF 形式及び JWW 形式）

(3) (2) による成果物に加え、「PDF ファイル形式」による成果物を作成すること。

(4) 以上の成果物の格納媒体は DVD-R 等とする。業務実施年度及び契約件名等を収納ケース及び DVD-R 等に必ずラベルにより付記すること。

(5) 文字ポイント等、統一的な事項に関しては調査職員の指示に従うこと。

3. その他

成果物納入後に請負者側の責めによる不備が発見された場合には、請負者は無償で速やかに必要な措置を講ずること。